

公 告

和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域（以下「規制水域」という。）の指定をしようとしているので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、条例第6条第1項の規定により指定しようとする規制水域について、同条第5項の規定による知事への意見書の提出は、4により行うことができる。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 規制水域の指定をしようとする水域の名称

白良浜海水浴場規制水域

2 規制水域の指定予定年月日

令和6年6月30日（日）

3 規制水域の指定をしようとする水域の範囲

白良浜海水浴場に隣接する水域のうち、別図に示す範囲

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部管理保全課（以下「縦覧場所」という。）に備え置いてこの公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供する。

4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、令和6年4月9日（火）から同年5月8日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に縦覧場所において受け付ける。郵送による場合は、令和6年5月8日（水）の午後5時までに縦覧場所に必着するように提出すること。）

(2) 提出期限の日時

令和6年5月8日（水）午後5時

(3) 提出先

縦覧場所